

消費生活講座（くらしのセミナー）を開催しました どう生きるか「生き終わりを考える」～エンディングノート～を書いてみよう～

今年度2回目のくらしのセミナー「エンディングノートを書いてみよう」を開催しました。千葉県金融広報委員会金融広報アドバイザーで、現役の消費生活相談員でもある齋藤喜代美先生を講師に招き、最近注目されている、いわゆる「終活（しゅうかつ）」について、相続に関する事項や健康寿命を延すテクニックなど、幅広い内容の講演をいただき、参加者も興味深く聞き入っていました。

齋藤講師からは、「エンディングノートを書くことで、遺産問題などによる家族間でのトラブル防止にもなるが、今後の人生をより幸せに過ごすことが一番のメリットである」とのことでした。また、重要なのはとにかく「書いてみる」ことで、一見項目も多く大変に感じるかもしれないが、あまり気構えすることなくどんどん項目を埋めてみようとのことでした。

講演終了後には、活発な質疑応答があり盛況に終了しました。



齋藤講師より、丁寧で分かりやすく説明をいただきました。



参加者はこまめにメモをとりながら受講されました。

平成30年1月の週末出張相談会

日時：1月13日（土）9：00～16：00

場所：干潟公民館 2階 第3会議室



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019

こんな相談がありました **No.38**
～スマートフォンの機種変更時に勧められた無料タブレットが、あとから有料だと気づいた～

Q

大手携帯電話会社へスマートフォンの機種変更に行った際、店員から「今ならタブレットが無料ですついでなので大変お得です」と勧められた。「ただならぬか」と、軽い気持ちで定員が出した書類にサインした。

後日友人に話したところ「たぶん無料ではないから、明細をよく確認したほうがいいよ」と助言され、早速確認したところ請求明細書にタブレットに関する費用が含まれており、解約時は解約料が発生することになっていた。無料という説明を受けたのに、解約をしても解約料を支払わなければならないのか。



A

この相談が契約から8日以内であったこと、事業者からの説明不足が考えられることなどから、相談者にキャンセル受付センターの電話番号を案内しました。相談者はすぐにキャンセルを申し出てタブレットを返品しましたが、キャンセル日までの利用料を請求されました。相談者は無料（0円）という説明を信じて署名したのでその請求には納得できなかったため、センターから業者に連絡をして、状況をお伝えしました。後日、「今回の件については、請求をしないという個別の対応を取らせていただきます」と事業者側の回答を得ることが出来ました。

Checkpoint !

今回の相談では、事業者からの重要説明事項について「8日以内のキャンセル」「タブレットの基本料金等の契約内容、解約料金の発生についての説明」「オプションサービスについての説明」等がなかったことに問題があると考えられます。

※平成28年5月21日に電気通信事業法が改正され、店頭販売や通信販売でスマートフォンを契約した場合でも「電波状況が不安定な場合」や「お申し込み内容と説明を受けた内容（料金等）が異なる場合」に契約のキャンセルが可能になりました（確認措置）。

- ・ 契約内容を確認し、十分理解したうえで契約しましょう。
- ・ 不安に思うことやトラブルが生じた場合には早めに消費生活センターにご相談ください。